令和３年　３月２９日
根室市水産経済部作成

【新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業】

「根室市飲食店等経営維持臨時支援助成金」の受付期間延長について

１．制度概要

別紙チラシのとおり

２．受付期間延長に至った経緯

令和３年３月２６日現在、予算額３９，０００，０００円（２６０件分を想定）に対し、交付決定額は１４，０６５，０００円（９５件）となっており、予算執行率については、３６．１％となっているもの。

飲食店事業者等より、「令和３年４月１５日までとなっている確定申告期間に向けて、申告手続きの作業中であり、支援助成金の申請期限に間に合わない」との声もあったことから、受付期間を延長対応するもの。

３．受付期間

（当　初）令和３年３月２日（火）～令和３年３月３１日（水）

（延長後）令和３年３月２日（火）～令和３年　４月３０日（金）

新型コロナウイルス感染症の再拡大により
経営に影響を受けている飲食店等事業者の皆様へ

根室市飲食店等経営維持臨時支援助成金

受付期間延長のお知らせ

1. 目的

国内における新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い外出自粛ムードが広がり、国の緊急事態宣言の発出や、北海道の集中対策期間の延長などにより、市民の外出自粛も継続している影響を受け、特に飲食店事業者等は厳しい経営環境に置かれていることから、経営維持を図ることを目的に、臨時的な支援を行うための助成金を交付します。**※受付期間を延長しました。（詳しくは裏面をご覧ください。）**

2. 助成対象者

(1)以下のいずれかの事業を営むもの

ア．市内飲食店事業者

食品衛生法による飲食店営業の許可証を有し、市内で喫茶、食堂、すし屋、そば屋、ラーメン屋、焼き肉店、居酒屋、レストラン、バー、スナックなど、営業施設内に客席を設け専ら客に飲食をさせる業態の事業を営んでいるもの。

イ．市内飲食店取引事業者

①市内飲食店事業者へ酒類を直接販売する事業者
酒税法による一般酒類小売業免許の許可証を有し、市内飲食店事業者に対する酒類の直接販売を主たる事業として営んでいるもの。

②市内飲食店事業者へ魚介類を直接販売する事業者
食品衛生法による魚介類販売業の許可証を有し、市内飲食店事業者に対する魚介類の直接販売を主たる事業として営んでいるもの。

③市内飲食店事業者へ食肉を直接販売する事業者
食品衛生法による食肉処理業または食肉販売業の許可証を有し、市内飲食店事業者に対する食肉の直接販売を主たる事業として営んでいるもの。

④市内飲食店事業者へ製氷を直接販売する事業者
食品衛生法による氷雪製造業の許可証を有し、市内飲食店事業者に対する製氷の直接販売を主たる事業として営んでいるもの。

⑤その他市内飲食店事業者へ商品等を直接販売する事業者で市長が特に必要と認めるもの

(2)市内に事業所、店舗を構える中小企業者であること
ア．法人の場合、根室市に本社を有していること
イ．個人事業者の場合、根室市に住民登録を有していること

(3)令和２年 12 月 31 日以前より営業しており、申請日現在継続して事業を行い、廃業及び解散、清算手続きを行っておらず、今後も事業を継続する意思があること。

(4)新北海道スタイルを実践していること。

(5)暴力団等に関与していないこと。

3. 助成対象要件

○売上が下記の要件を満たすものであること。

(1)市内飲食店事業者は、令和３年１月及び令和３年２月の合計売上額が、前年同期の合計売上額と比較して 30％以上減少していること。

(2)市内飲食店取引事業者は、令和３年１月及び令和３年２月の事業全体の合計売上額が、前年同期の合計売上額と比較して 30％以上減少しており、かつ、令和３年１月及び令和３年２月の市内飲食店事業者との直接的な取引の合計売上額が、前年同期の合計売上額と比較して 30％以上減少していること。

4. 助成金額

チラシ裏面もご覧ください。

売上減少額の範囲内(※)とし、
１事業者あたり**上限 15 万円**を助成します。

※市内飲食店取引事業者については、市内飲食店事業者との直接的な取引の売上減少額とする。

※申請書様式、Q&A は根室市役所ホームページでダウンロード頂くか、根室市役所１階ロビー、歯舞支所、根室商工会議所にて配布しております。

https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/suisankeizaibu/shoukoukankou/oshirase/7640.html

5. 必要書類

必要書類名	飲食店事業者		市内飲食店取引事業者	
	個人事業者	法人	個人事業者	法人
(1)根室市飲食店等経営維持臨時支援助成金交付申請書（別記第１号様式）	○	○	―	―
(2)根室市飲食店等経営維持臨時支援助成金交付申請書（別記第１号様式の２）	―	―	○	○
(3)対象期間の事業収入が確認できる書類の写し（令和３年１月、２月分及び令和２年１月、２月分）	○	○	○	○
(4)対象期間の事業収入のうち飲食店事業者との直接的な取引による事業収入が確認できる書類の写し（令和３年１月、２月分及び令和３年１月、２月分）	―	―	○	○
(5)助成金の振込先（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人、口座名義人フリガナ）が確認できる預金通帳等の写し	○	○	○	○
(6)誓約書兼同意書（別記第２号様式）	○	○	○	○
(7)履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し ※発行日から３か月以内のもの	―	○	―	○
(8)令和２年確定申告書類の写し（申告書Ｂ第一表）	○	―	○	―
(9)本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）	○	―	○	―

※上記のほか、必要に応じ書類の提出を求める場合があります。

6. 申請方法

上記に記載の必要書類をご用意のうえ、申請受付期間内に下記宛先まで申請してください。なお、申請書類の受付については、**感染症防止対策のため、郵送受付とします。**

申請受付期間（延長後）

令和３年３月２日（火）～令和３年４月30日（金）（当日消印有効）

送付先

〒087-8711　根室市常盤町２丁目27番地　根室市役所商工観光課宛

※万が一申請書類に不備等がある場合はご連絡させていただきます。

〈お問い合わせ先〉
根室市役所商工観光課　TEL：0153-23-6111（内線2271, 2272）
（受付時間：午前８時５０分～午後５時２０分　※土日祝日除く）